

試験研究評価に関する指針

1 試験研究評価の意義

社会経済情勢の急激な変化の中、厳しい県の財政状況の下、試験研究部門における限られた行政資源（研究員及び研究費）を最も有効に活用し、県民生活への貢献、産業振興等を目的とする試験研究を効率的・効果的に推進するため、試験研究に関する組織的・体系的な評価を実施する。

また、評価に当たり、客観性・公正性・信頼性を確保するため、外部評価を実施するとともに評価結果を公表する。こうした評価の意義は次のとおりである。

(1) 県民理解の促進

試験研究の高度化・専門化が進む中で、その目的や内容を適切に評価・公表することで、県民への説明責任を果たし、県民の理解と支持のもと、試験研究の充実を図る。

(2) より効率的・効果的な試験研究の実施

評価結果を適切に反映することにより、重点的・効率的な予算、人材等の配分を実現し、費用対効果を踏まえた試験研究活動の機能向上を図るとともに、外部の新たな視点からの意見を採り入れて、より優れた成果を目指す。

(3) 研究者の創造性の向上と柔軟で競争的な研究環境の創出

評価を適切に実施することにより、研究者の創造性や研究意欲を高めるとともに、こうしたことが十分に発揮できる柔軟かつ競争的で開かれた研究環境を創出する。

2 評価対象機関

この指針による評価対象機関は、環境保健センター、工業技術センター、農業総合センター農業試験場、生物科学総合研究所、総合畜産センター、水産試験場、林業試験場及び木材加工技術センターの8つの試験研究機関とする。（注1）

3 評価実施主体

評価実施主体とは、この指針に基づき評価を実施する責任主体であり、評価対象機関を所管する部局とする。

4 評価の種類及び対象等

評価は、試験研究機関全般の評価（以下「機関評価」という。）及び試験研究機関における試験研究課題の評価（以下「課題評価」という。）とする。

(1) 機関評価

原則として、試験研究機関全般（研究活動、研究体制、業務、運営、施設整備等）を評価対象とし、3年ごとに実施する。

(2) 課題評価

試験研究機関における試験研究課題を評価対象とし、事前評価、中間評価、事後評価を実施する。また、必要に応じて追跡評価を実施する。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、原則として課題評価の対象とせず、機関評価において実施の適否や実施方法等について評価する。

- ① 国その他の公的機関において評価が実施される試験研究
- ② 国、企業等から委託を受けて行う試験研究（委託元が全額負担するものに限る。）
- ③ 秘密保持義務契約（秘密保持義務を定めた協定等を含む。）が締結され、又は締結されることが予定されている共同研究
- ④ 普及・指導業務及び定型かつ継続的な調査・試験・検査業務

ア 事前評価

試験研究課題の採択の可否等について、事前に評価する。

イ 中間評価

3か年度を越える期間を有する試験研究課題を対象に、課題の見直しや継続の可否等について、3年度目ごとに評価する。

ウ 事後評価

目標の達成度や成果について、試験研究が終了する年度の翌年度に評価する。

エ 追跡評価

事後評価だけでは評価できない試験研究課題の成果の活用等について、必要に応じて適切な時期に評価する。

5 評価項目

評価の項目は次のとおりとし、これらの内容を満たす評価を効率的に実施するため、評価実施主体は、別に定める評価実施に当たり標準とする様式を参考に試験研究機関ごとに評価に必要な様式を定める。

(1) 機関評価

- ① 運営方針及び重点分野
（評価する視点）
 - ア) 県民や社会のニーズに適切に対応しているか。
 - イ) 地域や機関の特性を活かした課題の重点化がなされているか。
- ② 組織体制及び人員配置並びに予算配分
（評価する視点）
 - ア) 県行財政に関する方針に基づき、機関の運営方針にふさわしい試験研究体制が効率的に構築されているか。
 - イ) 外部資金の活用状況は適切か。
- ③ 施設・設備等
（評価する視点）
 - ア) 県行財政に関する方針に基づき、機関の運営方針にふさわしい試験研究環境は整っているか。
 - イ) 設備等は十分活用されているか。
- ④ 研究成果
（評価する視点）
 - ア) 研究成果の活用は図られているか。
 - イ) 成果の移転・普及業務との連携は適切に行われているか。
 - ウ) 知的財産権の取得・活用への検討は適切に行われているか。
- ⑤ 技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験、情報提供等所掌業務の

実施状況（所掌業務に応じて適宜変更する。）

（評価する視点）

ア）技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験、情報提供等所掌業務の取組状況はどうか。

⑥ 人材育成

（評価する視点）

ア）研究職員の人材育成は適切に行われているか。

⑦ 他機関との連携

（評価する視点）

ア）他の本県試験研究機関、国・他都道府県・民間の試験研究機関、大学等との役割分担や連携等は十分に行われているか。

⑧ 県民・地域への貢献

（評価する視点）

ア）県民・地域への貢献は十分に行われているか。

イ）情報発信により研究内容を分かりやすく紹介しているか。

⑨ 前回評価での指摘事項への対応

（評価する視点）

ア）どのように改善し、反映したか。

(2) 課題評価

ア 事前評価

① 必要性

（評価する視点）

ア）機関の運営方針や政策上重要であるか。

イ）県民や社会のニーズに適切に対応しているか。

ウ）民間等では対応できず県で実施すべきものか。

エ）今取り組むべき課題であるか。

② 有効性

（評価する視点）

ア）経済効果は認められるか。

イ）県民生活の向上に寄与するか。

ウ）成果が有効に利用されることが見込まれるか。

エ）成果の応用や新たな分野への展開が見込まれるか。

オ）新規性・独創性があるか。

③ 効率性・妥当性

（評価する視点）

ア）費用対効果は適切か。

イ）目標設定やその達成可能性は妥当か。

ウ）計画や実施体制は適切か。

エ）関係機関等との連携を含め研究手法は適切か。

イ 中間評価

① 目標達成可能性

（評価する視点）

ア）進捗状況はどうか。

イ）目標達成に向けての阻害要因はないか。

- ② 必要性
(評価する視点)
ア) 事前評価又は前回中間評価時以降、必要性の変化はどうか。
- ③ 有効性
(評価する視点)
ア) 事前評価又は前回中間評価時以降、有効性の変化はどうか。
- ④ 効率性・妥当性
(評価する視点)
ア) 事前評価又は前回中間評価時以降、効率性・妥当性の変化はどうか。

ウ 事後評価

- ① 目標達成度
(評価する視点)
ア) 目標の達成状況はどうか。
- ② 有効性
(評価する視点)
ア) 見込まれた効果が得られたか。
イ) 当初目的以外の研究成果はあったか。
- ③ 効率性・妥当性
(評価する視点)
ア) 費用対効果は適切であったか。
イ) 手法・計画等は妥当なものであったか。
- ④ 成果の活用・発展性
(評価する視点)
ア) 技術移転・実用化の状況や今後の発展可能性はどうか。

エ 追跡評価

- ① 成果の活用
(評価する視点)
ア) 成果の活用状況はどうか。
イ) 今後の発展可能性はどうか。
- ② 効率性・妥当性
(評価する視点)
ア) 費用対効果は適切であったか。
イ) 手法・計画等は終了後の普及等の取組も含め妥当なものであったか。

6 外部評価委員会

評価実施主体は、試験研究機関ごとに外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。（注2）

(1) 評価委員会の構成等

評価委員会は、次のいずれかに該当し、公正な立場で適切な評価を実施することができると思われる者5人～10人程度により構成する。

- ① 評価対象機関に係る試験研究分野に関し専門的知識を有する者
- ② 試験研究を取り巻く諸情勢に幅広い知識を有する者
- ③ 評価対象機関に係る試験研究分野に関連する企業、団体等の関係者

(2) 守秘の徹底

評価過程において委員が知り得る研究に係るアイデアや機密事項が不正に漏洩されることがないように、評価実施主体は委員に対し評価内容の守秘の徹底を図る。

7 評価の方法

評価実施主体は、試験研究機関が作成した評価に必要となる計画書等を点検し、評価委員会による評価を実施する。

8 評価結果の活用

試験研究機関及び試験研究機関の所管部局等は、評価の結果を試験研究の目標や手法等の変更、組織体制の見直し、予算の要求などに適切に反映させる。

9 評価結果の公表

評価実施主体は、個人情報保護、知的財産権の取得等に十分配慮しつつ、評価の結果を県政情報室において公開するとともに、ホームページなどで公表する。

10 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

11 実施時期

この指針は、平成19年10月25日から施行し、これに基づく評価は、平成20年度から実施する。

(注1)

平成22年4月1日付けでの試験研究機関の集約化に伴い、評価対象機関は、環境保健センター、工業技術センター、農林水産総合センター（農業研究所、生物科学研究所、畜産研究所、森林研究所〔林業研究室・木材加工研究室〕、水産研究所）の3機関（8分野）とするが、従来の8つの試験研究機関ごとに評価を実施することとする。

(注2)

従来の8つの試験研究機関ごとに外部評価委員会を設置する。